

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土庄町長

市町村名 (市町村コード)	土庄町 (37322)
地域名 (地域内農業集落名)	大部地区 (琴塚、田井、大部、小部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

島の北部に位置するため、日照率が低く、農業者も少ない上、農地規模も小さく効率が悪い。地域の担い手の高齢化、農業後継者の確保が滞っており、農業の生産性が低下するとともに、農地の遊休化が進み、鳥獣害被害等が多くなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では地区全体を通して農業者が少数のため、地域内外から移住等の多様な参入者の確保を推進し、地域における担い手の確保・定着を図り、農地等の生産条件の改善と担い手への農地集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内農地及び、その他農地利用している農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地集積・集約化は農地中間管理機構と農業委員会が中心となり進めており、引き続き、農地の集積・集約化を推進するとともに、効率の良い農地の集約化を促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の耕作・維持が難しくなった場合は、農地中間管理機構へ貸し出してもらうよう周知するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員と連携しながら、農地所有者の意向を把握し、農地の利用調整を図る。

(3)基盤整備事業への取組方針
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手を育成していくために土庄町・JA・NOSAI・普及センターと連携し、相談から定着まで切れ目のないよう取り組む
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】